

ノルウェー・スウェーデン・フィンランド 犯罪被害者支援制度に関する調査報告書

～ 2014・2017 北欧調査結果～2017 年 10 月 犯罪被害者支援委員会 日本弁護士連合会

抜粋

○報告書

本調査報告書は、日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会の委員が 2014 年 9 月にノルウェー・スウェーデン両国の犯罪被害者支援制度を視察・調査した内容及び第 60 回人権擁護大会シンポジウム第 1 分科会実行委員会の委員が 2017 年 5 月にノルウェー・スウェーデン・フィンランド各国の犯罪被害者支援制度を視察・調査した内容を、2014 年時について「第 1 部 2014 北欧調査報告書」、2017 年時について「第 2 部 2017 北欧調査報告書」としてまとめたものである。

○序文から

日弁連犯罪被害者支援委員会の 15 名は 2014 年 9 月 15 日から 19 日まで（現地時間）、ノルウェー・スウェーデン両国の犯罪被害者庁などの視察・調査を行いました。これには琉球大学の矢野恵美教授にも同行していただきました。この調査団の目的は、2015 年度日弁連人権擁護大会で「犯罪被害者庁を設立」することをテーマにシンポジウム・分科会を行うための準備の一環として、ノルウェーの市民庁、暴力犯罪補償庁、スウェーデンの犯罪被害者庁を訪問、合わせて両国の犯罪被害者支援関係の施設などを視察・調査することでした。我が国の犯罪被害者の支援・保護に関する法・法制度はこの十数年でかなり整備されてきたといえますが、まだまだ十分ではありません。なにより犯罪被害者支援・保護にかかわる役所が、内閣府、法務省、警察庁、厚生労働省などいくつもあり、いわゆる縦割り行政によって、被害者が支援・保護を受けるためにとまどいと負担を生じさせています。当委員会では、これを解決するためには、被害者支援・保護の問題を一元的、総合的に扱う役所が必要である、という思いが日増しに強くなりました。そして、その思いから、ノルウェー、スウェーデンにある犯罪被害者庁等に行き、現地で実情を調査することが必要であるということになり、今回の調査となりました。

○目次

巻頭言	1
第 1 部 2014 北欧調査報告書	
調査行程	5
調査先地図	6
ノルウェー編	

第1章	ノルウェー概説	7
第2章	暴力犯罪補償庁 (Kontoret For Voldsoffererstatning)	12
第3章	回収庁 (Statens Innkrevingsssentral)	21
第4章	ノルウェー市民庁 (Statens Sivilrettesforvaltning)	26
第5章	ノルウェー弁護士会 (Den Norske Advokatforening)	33
第6章	総括	40
スウェーデン編		
第1章	スウェーデン概説	43
第2章	犯罪被害者庁 (Brottsoffermyndigheten)	48
第3章	犯罪被害者補佐人制度	65
第4章	ストックホルム検察庁	78
第5章	子どもの家	90
第6章	ハル刑務所	100
第7章	ウメオ大学	113
第2部	2017 北欧調査報告書	
	調査行程	127
	調査先地図	128
ノルウェー編		
第1章	回収庁 (Statens Innkrevingsssentral)	129
第2章	ノルウェー市民庁 (Statens Sivilrettesforvaltning)	145
第3章	ノルウェー犯罪被害者支援局・地方事務所 (Rådgivningskontoret for kriminalitetsofre)	158
スウェーデン編		
第1章	スウェーデン強制執行庁 (Kronofogden)	165
フィンランド編		
第1章	フィンランド概説	175
第2章	フィンランドの刑事司法制度及び被害者に関する制度	178
第3章	フィンランド被害者支援協会 (Rikosuhripäivystys)	185
第4章	考察	189

○巻頭言から

獨協大学法学部特任教授 (人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員) 齋藤 実

「犯罪被害者庁」の存在は、まだ十分には知られていません。ただ、世界を見渡すと、犯罪被害者支援の世界最先端を行くノルウェーやスウェーデンでは、犯罪被害者の支援を担う、犯罪被害者庁が置かれています。

～両国では、回収庁(ノルウェー)、強制執行庁(スウェーデン)と呼ばれる機関も存在し

ます。これらでは、加害者から本来犯罪被害者に支払うべき金銭の取り立てを行っており、一定の回収率を誇っています。

○ ノルウェー回収庁

Ⅲ 加害者に対する求償と回収庁

1 加害者に対する求償

ノルウェーにおける暴力犯罪の被害者は、暴力犯罪補償庁を通じて、治療費や休業損害等の補償を受けることができる。この場合、被害者の加害者に対する損害賠償請求権は、暴力犯罪補償庁が法律の規定によって支払った補償の金額の限度で、国が代位する。すなわち、国が支払う犯罪被害補償金について、国が加害者に求償する。例えば、暴力犯罪補償庁が被害者から補償の申請を受け、被害者に対して10万クローネを補償すれば、国は加害者に対し、同額を求償することになる。この場合、国の加害者に対する求償請求は、回収庁が担当する。

3 回収の方法

ノルウェーは、いわゆる国民総背番号制を採用しており、国が国民の資産を一元的に把握可能となっている。国民は税金を払わなければ仕事ができず、給与から国に対する債務が天引きされる。これを求償の局面でいえば、回収庁は、加害者の賃金、国民保険の給付金、所有する資産から天引きを行う。加害者が収入を得ると、回収庁に情報が伝わり、回収庁が加害者の収入から求償金を天引きするシステムが存在する。

Ⅳ 考察

日本の犯罪被害者等給付金制度においても、国が支給額の限度において損害賠償請求権を取得する旨の規定は存するが（犯罪被害者給付金支給法第8条2項）、現実に加害者に対して求償が行われた事例はほとんど存在しないときく。これに対しノルウェーでは高額な補償を行う反面、回収率も高い。前述のとおり、これまでの回収未了額は約6億5000万クローネ（約110億5000万円）であるところ、2013年における被害者補償制度の支給裁定総額が約5億3079万クローネ（90億円）であり、未回収額は支給額の約1年分強である。加害者から確実に求償した上で、再び被害者への補償の財源とする制度が効果的に機能しているといえよう。

○スウェーデン強制執行庁

4 強制執行庁

(1) 加害者からの被害回復

スウェーデンにおいては付帯私訴制度が採用されているため、被害者は、刑事裁判と並行して、民事裁判による損害賠償判決を得ることができる。したがって、刑事裁判が行われると、通常、その法廷で損害賠償についても判決が言い渡される。判決が出ると、被害者は、強制執行庁の支援をうけて加害者からの被害回復を実現することができる。

(3) 損害賠償金回収の手続

① 犯罪被害者の損害賠償請求の判決が確定すると、裁判所はその判決を自動的に強制執行庁へ送付する。

② 判決が届くと、強制執行庁は当該被害者に対し、賠償金を回収するにあたり強制執行庁の援助を受けたいかどうかの意向を確認する 手紙と申込用紙を送付する。

③ 強制執行庁に援助を受けたい旨の手紙が返送されると同庁は動き出し、損害賠償を支払わなければいけない加害者の経済状況の調査を行う。具体的には、加害者の色々な記録を見たり、実際に会って質問をしたり、家庭訪問を行ったりする。スウェーデンにおいては国民総背番号制が採用されているため、強制執行庁において加害者の銀行口座や車両記録等を見ることができ、どのような経済的資源があり、資産・財産があるかを調査することができる。加害者に資産・財産がある場合には支払いを促し、任意に支払わない場合には強制執行を行うことになる。ただし、分割での支払いもでき、支払わないと公のレジスターの記録に残って国民に開示されてしまうため、任意に支払われることが多く、差押え等の強制執行に至るのは稀であるとのことであった。なお、加害者には、自身の生活ができる範囲の財産を残す権利があるため、収入が少ない場合には取立ができず、収入がかなりあれば、最低限のものを差し引いた金員を取り立てることができる。

このように、強制執行庁が取り立てたものを、被害者に渡すシステムとなっている。

④ 強制執行庁の調査によっても、加害者に損害賠償を支払う資力がなくなった場合には、被害者に対し報告書として手紙を出す。その内容は、加害者には損害賠償を支払うだけの能力がないこと、したがって次のステップである保険の請求に進んでほしいというものである。この段階で、被害者は被害回復が大変であると感じることが多いとのことであった。

⑤ 強制執行庁は他機関と連携することもあり、例えば、加害者が危険な人物である場合などは警察に立ち会ってもらう等連携をして調査・回収を行う。なお、強制執行庁の助力により、判決で宣告された金額の完全賠償が得られるのは、全体の 30%弱のようである。

III 考察

1 はじめに スウェーデンにおける犯罪被害者庁を、そのまま日本に導入することは、法制度や社会制度の違いから難しいと思われる。しかしながら、被害者支援にかかる施策を専従して取り扱う官庁を創設し、犯罪被害者への補償を充実させたり、犯罪被害政策のための基金を作ったり、犯罪被害者や広く一般市民に向けて情報を提供するということは、その実現に向けて具体的な検討を行うに値する。

2 被害回復の実現

(1) 犯罪被害の回復については、日本においても、まずは加害者による 任意の損害賠償が検討されるべきである。この点、日本においては民刑分離の原則が徹底されていたが、損害賠償命令制度の導入（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための 刑事手続に付随する措置に関する法律」、該当改正部分は平成 20 年 12 月 1 日施行）によりこの原則が緩められ、一定の犯罪については簡易迅速に損害賠償の債務名義を得ることが可能となった。しかし、債務名義を得ても実際に回

収するには多くの困難が伴い、大抵は決定書が単なる紙切れになってしまうのが現実である。そこで、スウェーデンの強制執行庁が有しているのと同様の権限を、犯罪被害者の損害賠償債権回収に必要な範囲で日本型の犯罪被害者庁に与え、被害回復を実現するスキーム作りが検討されるべきである。

(2) とはいえ、日本型の犯罪被害者庁にこのようなスキームを作ったとしても、現実問題として資力のない加害者は多い。そこで、国から補償金を支給することが必要となるが、犯罪被害者に対する補償については、現在、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯給法」という。）に基づいて支給されている。しかし、慰謝料が含まれていないこと、支給の対象から過失犯が除かれていること、対象の場所的範囲が狭いこと、不支給事由が十分に緩和されていないこと、併給調整がなされていること等、同法自体の問題も多い。さらに、犯給法第 8 条 2 項において、「国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得する。」と規定されているが、さほど実効的な回収はできていないのが実情のようである。すなわち、犯給法の執行管轄官庁は警察庁であるが、同法の施行から平成 25 年度まで、支給被害者総数 9,538 人、支給裁定総額 274 億 3900 万円の運用実績があるのに対し、**求償事例は極めて少ない**。運用実績に比して**求償事例が少ない理由**として、**加害者に支払資力がないことや加害者が所在不明である等債務者を特定できないことが挙げられているが、このような資力調査や所在調査を警察庁が行うことには限界があるように思われる**。したがって、犯給法の改正も検討されるべきではあるが、それだけにとどまらず、**犯罪被害者等基本法の趣旨に則った新法を制定**し、**犯罪被害者庁をその執行管轄官庁として、加害者への求償まで積極的に行うことが検討されるべきである**。そして、求償により回収した金員を給付金の原資の一部とすれば、補償制度に対する国民の理解を得られやすくなり、支給額の増額や支給対象の拡大にもつながると思われる。